

計画部会、公共用地分科会、産業分科会  
審議状況報告

## 1. 計画部会について

社会資本整備重点計画に関する調査審議のため設置され、これまで2回開催（いずれも交通政策審議会交通体系分科会計画部会との合同会議）。今後必要に応じて開催させていただきます、同計画のフォローアップ等について御審議いただく予定。

- 第1回(平成15年6月6日)
  - ・社会資本整備重点計画(素案)について
- 第2回(平成15年9月5日)
  - ・社会資本整備重点計画の策定について

(参考)社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)

## 2. 公共用地分科会について

土地収用法に基づき国土交通大臣が行おうとする事業認定に関する処分等の調査審議のため、これまで2回（公共用地部会を含めると計6回）開催。今後とも、同法に基づき適時適切に開催させていただきます、御審議いただく予定。

- 第1回(平成14年11月29日)
  - ・県道東与賀佐賀線改築工事に係る事業認定について
  - ・京阪奈新線鉄道建設工事に係る事業認定について
- 第2回(平成16年2月16日)
  - ・県道土浦江戸崎線改築工事に係る事業認定について

※公共用地部会として平成14年2月～11月まで計4回開催。

## 3. 産業分科会について

建設業の改善、不動産業に関する重要事項の調査審議等のため、平成15年10月31日に第1回分科会を開催。今後必要に応じて開催させていただきます、両産業に係る課題について御審議いただく予定。

- 第1回(平成15年10月31日)
  - ・建設業関係及び不動産業関係について

# 社会資本整備重点計画のポイント

～13年6月の「骨太方針」、14年1月の「改革と展望」以来の議論を受け、社会資本整備の計画を昭和29年以来50年ぶりに改革～

## ○重点計画で国民から見た成果目標を明示

←計画内容を、作る側の「事業費」から国民から見た「達成される成果」に転換

## ○重点計画で社会資本整備の改革方針を決定

### ・事業間連携を強化

- ←事業分野別計画9本を一本化。横断的な重点目標設定（例：公園、道路、河川、港湾、民有地等を一体とした緑化指標）・省庁間の事業間連携強化（例：国土交通省、農水省、環境省共通の汚水処理人口普及率）
- ←民間との連携による取組み（例：鉄道事業者と道路事業者一体となったバリアフリー化）を記載。また、ソフト施策（例：料金施策を含むETC普及促進による渋滞解消）もハードと一体として記載

### ・事業の構想段階から住民参加を推進

### ・コストを大幅縮減

- ←国・関係公団等が行う事業について、工事コスト縮減に加え、規格の見直し、事業のスピードアップなどにより、物価変動を除いて、15%の総合コスト縮減率を達成する

### ・PLAN・DO・SEEを徹底、ムダを排除、メリハリのある予算に反映

- ←計画内容自体のPLAN・DO・SEE
- ←個別事業についても、事前から事後までの一貫した事業評価（新規採択時の評価・実施中の再評価・完了後の事後評価）の厳格な実施・データも含めた情報公開、施策へ反映

### ・入札・契約の適正化

### ・PFIなど民間資金・能力の活用

### ・国庫補助負担金について地方の裁量を向上

## ○重点計画を、国・地方公共団体・国民の間の対話手段として活用

←計画策定自体についても国民・地方公共団体の参加を法定

# 社会資本整備重点計画策定を踏まえた取組み

## 1. 政策本位・成果重視の16年度予算編成

事業横断的な成果目標の効率的達成に向け、連携の強化、政策評価等の予算への反映、予算の重点化等を推進

### 《事業間連携施策の更なる強化等》

- 効率的・効果的な成果目標の達成を図るため、ソフト・ハード両面にわたり連携施策を強化。
  - ・ 鉄道駅及び駅周辺のバリアフリー化を含めた一体的な整備。
  - ・ 都市公園の整備に加え、民有緑地の保全や河川、道路、港湾等の公共施設の緑化など多様な政策手段の連携。
- 「求めるのは成果、方法は地方に任せる」オーダーメイド型の「まちづくり交付金」制度の創設等。

### 《社会資本整備事業調整費の創設》

- 政策評価の結果及び地方公共団体の提案を年度途中に事業実施に反映させる仕組みを備えた「社会資本整備事業調整費」を創設。

### 《政策評価及び事業評価の厳格な実施と予算への反映》

- 政策評価により抽出された課題への対応。
  - (例) 地価の高い都市部において都市公園整備が遅れている。
    - ⇒ 従来の都市公園整備等に加え、民有緑地の公開に必要な施設整備を補助対象とした「緑地環境整備総合支援事業」を創設。
- 平成15年度末までに、再評価を約2,350件、事後評価（平成15年度から本格導入）を約100件実施するなど、事前から事後までの一貫した事業評価システムによる評価を実施。

### 《重点的に推進する事業・施策等》

(平成16年度予算)(前年度比)

電線類の地中化	565億円	1.04
床上浸水解消緊急対策	1,732億円	1.16
三大都市圏環状道路の整備	2,137億円	1.09
中枢国際港湾等	842億円	1.07
大都市圏拠点空港整備(中郡会社を除く)	879億円	1.30

## 2. 関係法律の整備

### ○景観緑三法案（うち都市緑地保全法等の一部を改正する法律案）

「水と緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等」に向け、

- ・ 緑地の保全、緑化、都市公園の整備を一層推進するため、緑に関する法制を抜本的に見直し
- ・ 大規模敷地の建築物を対象とする緑化率規制を導入
- ・ 立体都市公園制度を創設

### ○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案

「総合的な交通安全対策及び危機管理の強化」に向け、港湾等におけるテロ等に備え、国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置等を実施

### ○東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案

「国内幹線交通のモビリティの向上」に向け、大都市圏拠点空港である羽田空港の再拡張事業の円滑な推進を図るために必要となる地方公共団体からの無利子貸付制度等を創設

### ○都市再生特別措置法改正案

地域の創意工夫を活かし、市町村の自主性・裁量性を大幅に拡大した都市再生のための「まちづくり交付金」制度を創設